

政令第三百三十六号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二の三を第六条の二の四とし、第六条の二の二を第六条の二の三とする。

第六条の二中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十第一項」に改め、同条を第六条の二の二とし、第六条の次に次の一条を加える。

（株式会社等の取引の範囲）

第六条の二 法第十一条の九に規定する取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 各事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額の基因となる取引
- 二 各事業年度の販売費又は一般管理費の額の基因となる取引
- 三 前二号に掲げるもののほか、法第十一条の九の株式会社、合資会社又は合同会社の事業の状況その他

の事情を勘案して、その事業を遂行するために通常必要と認められる取引

第六条の七第四項中「第六条の二の三」を「第六条の二の四」に改める。

第七条の四の三第一項中「以下この条」を「次項及び第四項」に、「（法人課税信託）を」（特定法人課税信託）に改める。

第七条の十の五及び第七条の十一第二項中「第四十一条の三の三第四項第三号」を「第四十一条の三の十一第四項第三号」に改める。

第八条の二十三の二第一項中「という。」の下に「（中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次条において同じ。）において生じたものを除く。次項において同じ。）」を加え、「又は中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次条において同じ。）」を削り、「開始する」を「終了する」に改め、同条第二項中「開始する」を「終了する」に改める。

第十五条の三第一項中「（法人課税信託）」を「（特定法人課税信託）」に改める。

第二十一条の八第一項中「及び改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護」を削る。

第三十五条の七の三第一項中「第七十二条の八十第一項」を「第七十二条の八十第一項ただし書」に、

「以下この条」を「次項及び第四項」に、「（法人課税信託）」を「（特定法人課税信託）」に改める。

第三十五条の二十第一項第一号中「でサービス業に係るもの」を「である経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）」に改める。

第三十六条の八第二項第三号中「又は同法」を「同法」に改め、「児童家庭支援センター」の下に「又は同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センター」を加える。

第三十六条の十第二項第六号中「子育て援助活動支援事業」の下に「、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」を加える。

第四十七条の二第一項中「以下この条」を「次項及び第四項」に、「（法人課税信託）」を「（特定法人課税信託）」に改める。

第四十八条の五の二及び第四十八条の五の三第二項中「第四十一条の三の三第四項第三号」を「第四十一条の三の十一第四項第三号」に改める。

第四十八条の十一の二十六第一項中「という。」の下に「（中間期間（法人税法第八十条第五項に規定

する中間期間をいう。)において生じたものを除く。次項において同じ。)を加え、「又は中間期間(法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。)」を削り、「開始する」を「終了する」に改める。

第四十九条の十二第二項第三号中「又は同法」を「同法」に改め、「児童家庭支援センター」の下に「又は同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センター」を加える。

第四十九条の十五第二項第九号中「子育て援助活動支援事業」の下に「、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」を加える。

第五十一条の中「第五号まで、第七号又は第八号」を「第八号まで」に改める。

第五十二条の十一第三項中「主要構造部」を「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する特定主要構造部」に改め、同条第四項中「もつぱら」を「専ら」に改める。

第五十四条の二十六第一項中「本項」を「この項」に改め、同項第一号イ中「本条」を「この条」に改め、同条第三項第二号中「本号」を「この号」に改め、同号の表中「主要構造部」を「建築基準法第二条第九号の二に規定する特定主要構造部」に改める。

第五十四条の四十五第四項第四号イ中「(昭和二十五年法律第二百一号)」を削る。

第五十六条の二十六の三中「及び同法」を「、同法」に、「とする」を「及び同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センターとする」に改める。

第五十六条の二十六の五中「子育て援助活動支援事業」の下に「、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」を加える。

第五十六条の八十八の二第二項中「二十四万円」を「二十四万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「五十三万五千元」を「五十四万五千元」に、「二十九万円」を「二十九万五千元」に改め、同条第二項第二号口中「二十九万円」を「二十九万五千元」に改め、同号ハ中「五十三万五千元」を「五十四万五千元」に改める。

附則第四条の九の次に次の一条を加える。

(令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する特例を適用しない場合)

第四条の十 法附則第五条の十一第五項に規定する政令で定める規定は、第四十八条の九の十五第五項の規定とする。

2 第四十八条の九の十五第一項の規定の適用がある場合には、法附則第五条の十一第一項から第四項までの規定は、適用しない。

附則第五条の二の四第七項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第三項」に改める。

附則第六条の二第二項第一号を次のように改める。

一 法附則第九条第八項第一号に掲げる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める収入金額

イ 電気供給業を行う法人が法附則第九条第八項第一号に規定する他の電気供給業を行う法人に対して電気事業法第十七条第一項又は第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給に係る料金を支払う場合 当該料金として支払うべき金額に相当する収入金額

ロ 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される発電事業等（法第七十二条の二第一項

第三号に規定する発電事業等をいう。ハにおいて同じ。）を行う法人に対して電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給に係る料金に相当する額を支払う場合 当該料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額

ハ 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課されない発電事業等を行う者に対して電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給に係る料金に相当する額を支払い、かつ、当該者が法附則第九条第八項第一号の二に規定する一般送配電事業等を行う法人に対して当該料金（これに相当する額を含む。）を支払う場合 当該電気供給業を行う法人が当該料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額

附則第六条の二第二項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 法附則第九条第八項第一号の二に掲げる場合 電気供給業を行う法人が電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）として同号に規定する一般送配電事業等を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

一の三 法附則第九条第八項第一号の三に掲げる場合 電気供給業を行う法人が電気事業法第十七条第一

項に規定する託送供給に係る料金として同号に規定する一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

附則第六条の二に次の一項を加える。

- 13 法附則第九条第二十四項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が電気事業法第二十八条の四十第一項第五号に掲げる業務に係る対価として広域的運営推進機関に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額に相当する収入金額とする。

附則第六条の十六に次の二項を加える。

- 5 法附則第十条第七項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、同項に規定する旅客鉄道事業を営営する鉄道事業者に代わつて引き続き同項に規定する旅客鉄道事業を営営しようとする者として総務省令で定めるものとする。

- 6 法附則第十条第七項に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該鉄道事業の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

- 一 宿舎の用に供する不動産
- 二 職員の福利及び厚生の用に供する不動産
- 三 他の者に貸し付ける不動産（鉄道事業法第十三条第一項に規定する第二種鉄道事業者に貸し付けるもので総務省令で定めるものを除く。）

四 私人のための専用側線の用に供する不動産

附則第七条第十五項第二号中「主要構造部」を「建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第二条第九号の三イ」を「同条第九号の三イ」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「附則第十一条第十八項」を「附則第十一条第十七項」に改め、同項を同条第二十四項とする。

附則第十条の二の二第八項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第二項第一号イ中「有するもの（以下この項）」を「有するもの（以下この号並びに次項第二号及び第三号）」に改め、同号ニ中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効

率化に関する法律」に、「第五条第二項」を「第七条第二項」に、「第二条第三号」を「第四条第三号」に改め、同号ホ(4)(i)を削り、同号ホ(4)(ii)を同号ホ(4)(i)とし、同号ホ(4)(iii)を同号ホ(4)(ii)とし、同号へ(3)を次のように改める。

(3) 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

附則第十一条第二項第一号ト(2)を次のように改める。

(2) 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

附則第十一条第三項に次の一号を加える。

三 貨物自動車関係情報自動解析装置（前項各号に掲げる倉庫（貯蔵槽倉庫にあつては、第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものに限る。）において物資の搬入及び搬出の円滑化を図るために、自動車登録番号標による貨物の運送の用に供する自動車の特定及び当該自動車に係る情報の解析を自動的に行う一又は二以上の装置であつて、総務省令で定める機能を有するものをいう。）

附則第十一条中第三十五項を削り、第三十四項を第三十五項とし、第三十一項から第三十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十項第一号中「第二十八項第一号」を「第二十九項第一号」に改め、同項第二号中

「第二十八項第二号」を「第二十九項第二号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条中第二十九項を第三十項とし、第二十五項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十四項中「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条中第二十三項を第二十四項とし、第四項から第二十二項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 法附則第十五条第一項第二号に規定する機械設備のうち物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与するものとして政令で定めるものは、前項第三号に掲げる機械設備とする。

附則第十一条第三十六項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同条第三十七項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同条第三十八項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同条第三十九項から第四十一項までの規定中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同条第四十二項及び第四十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同条第四十四項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同条第四十五項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同条第四十六項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同条

第四十七項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同条第四十八項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に、「同条第四十五項」を「同条第四十四項」に改め、同条第四十九項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同条第五十項及び第五十一項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改める。

附則第十二条第十二項第一号イ中「主要構造部」を「建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第二条第九号の三イ」を「同条第九号の三イ」に改める。

附則第十四条の四第四号を削る。

附則第十五条第一項第六号中「(商業地等 (法附則第十七条第四号に規定する商業地等をいう。第十四号において同じ。))に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五)」を削り、同項第十号中「又は第四項」を削り、同項第十四号中「(商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては、百分の二・五)」を削り、同条第二項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第三項中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和三年度一般農地等」を「令和六年度一般農地等」に、「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和四年度一般農地等」を「令和七年度一般

農地等」に、「令和五年度に」を「令和八年度に」に、「令和五年度一般農地等」を「令和八年度一般農地等」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和三年度、」を「令和六年度、」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項第二号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和三年度」を「令和六年度」に、「令和四年度」を「令和七年度」に改め、同条第五項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第十六条の二の八第六項中「特定農産加工業経営改善臨時措置法」を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」に改める。

附則第十八条第一項中「第五項」の下に「並びに附則第十八条の六第八項及び第二十五項」を加える。

附則第十八条の六第七項中「譲渡を」を「同項に規定する譲渡（次項において「特定株式の譲渡」という。）を」に、「同項」を「同条第六項」に改め、同条第八項中「（法附則第三十五条の二第二項に規定する一般株式等をいう。第二十五項において同じ。）」を削り、同条第九項中「ものの譲渡」の下に「（法附

則第三十五条の二の三第二項に規定する譲渡をいう。以下この項、第十二項、第二十六項及び第二十九項において同じ。」を加え、同条第二十四項中「譲渡を」を「同項に規定する譲渡（次項において「特定株式の譲渡」という。）を」に、「同項」を「同条第十六項」に改める。

附則第二十三条第一項中「附則第十一条第二十一項及び第二十二項」を「附則第十一条第二十二項及び第二十三項」に改める。

附則第二十七条の三第二項及び第五項中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条の二の三を第六条の二の四とし、第六条の二の二を第六条の二の三とする改正規定、第六条の二の改正規定、同条を第六条の二の二とし、第六条の次に一条を加える改正規定、第六条の七第四項、第七条の十の五、第七条の十一第二項、第四十八条の五の二及び第四十八条の五の三第二項の改正規定

並びに附則第十八条第一項、第十八条の六並びに第二十七条の三第二項及び第五項の改正規定 令和七年一月一日

二 附則第十六条の二の八第六項の改正規定 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

三 附則第十一条第二項第一号ニの改正規定 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 この政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第八条の二十三の二第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に終了する事業年度終了の日後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日以前に終了する事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新令第八条の二十三の二第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 新令第三十六条の八第二項(第三号に係る部分に限る。)及び第三十六条の十第二項(第六号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新令附則第七条第十五項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に新築される同項に規定する貸家住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前に新築されたこの政令による改正前の地方税法施行令(附則第五条第二項から第四項までにおいて「旧令」という。)附則第七条第十五項に規定する貸家住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第四条 新令第四十八条の十一の二十六第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度終了の日後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日以前に終了する事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新令第四十八条の十一の二十六第二項において準用する新令第八条の二十三の二第二項の規定は、施行

日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和五年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令第五十二条の十一第三項の規定は、施行日以後に新築される同条第二項第二号の家屋の敷地の用に供する土地に対して課すべき令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された旧令第五十二条の十一第二項第二号の家屋の敷地の用に供する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に掲げる倉庫に対して課すべき令和六年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第二項第一号に掲げる倉庫に対して課する

固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十二条第十二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新築される同項に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に対して課すべき令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された旧令附則第十二条第十二項に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第六条 新令第五十六条の二十六の三及び第五十六条の二十六の五の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和六年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に對して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和六年前の年分の個人の事業及び令和六年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第七条 新令第五十六条の八十八の二第二項並びに第五十六条の八十九第一項及び第二項（第二号に係る部

分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、令和六年度分の個人住民税の特別税額控除について同年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する特例を適用しない場合を定める等の必要があるからである。